山梨市物品(公用車)売却　応募要領

1　売却物件

車種等	数量	初年度登録	備考
三菱デリカ　　山梨33そ2395	1台	平成3年	

2　売却の方法

一般競争入札(最低売却価格以上で最高の価格を入札した者に売却)

3　売却条件

⑴ 入札に参加した者は当該物件の内容を十分に確認したものとします。
⑵ 売却物件は、当該車両保管場所での現状有姿による引渡とします。よって入札に参加するにあたり、できるだけ現物の確認をしてください。
⑶ 引渡後の不備や故障についての補償は一切行わないので、使用にあたっては事前に必要な整備を行ってください。
⑷ 名義変更等の諸手続きは買受人が行うことになります。
⑸ 契約、登録等の諸手続き、運搬、引渡に係る費用は買受人が負担することになります。

4　入札参加に必要な資格

⑴ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
⑵ 市税等を滞納していない者であること。
⑶ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に規定されない者であること。
⑷ 令和9年1月28日(木)までに全額支払いが可能な者であること。

5　入札参加申し込み

入札に参加しようとする者は、以下の書類を提出し参加申し込みをしてください。なお、参加申し込みの無い者は入札に参加できません。

⑴ 提出する書類

① 入札参加申込書【全員】(様式1)
② 納税証明書(滞納が無いことの証明)、または非課税証明書(課税されていないことの証明)【全員】…各市町村発行のもので、発行後3ヶ月以内のもの。税務署発行のものではありません。
③ 身分証明書(戸籍関係)【個人の場合、コピー可】…各市町村発行のもので、発

行後3ヶ月以内のもの。運転免許証などではありません。

④ 履歴事項全部証明書【法人の場合のみ、写し可】…法務局発行のもので、発行後3ヶ月以内のもの。

⑵ 提出方法

① 持参または郵送にて提出してください。

② 持参する方は、平日午前8時30分から午後5時15分までに提出場所へ提出してください。（休日、祝日及び指定した時間以外の受付はできません。）

③ 郵送する場合においては、提出期限までに提出場所へ届かない場合や、書類に不備がある場合は、受付できません。

④ 提出した書類はお返ししません。

⑶ 提出期限

令和8年12月3日（木）午後5時15分まで

⑷ 提出場所

山梨市役所三富支所　総務担当
〒404－0201　山梨県山梨市三富川浦262
電話0553－39－2121

⑸ 入札参加資格証の交付

① 随時、提出書類を確認のうえ、資格があると認めた方に入札参加資格証（様式2）を交付します。

② 持参による参加申し込みをした方には、可能な限りその場で交付します。郵送で申し込みの方には、郵送にて交付します。

③ 令和8年12月10日（木）までに届かない場合は、翌日「5（4）提出場所」へお問い合わせください。

④ 入札の執行前に申し込み資格が無いことが判明したとき、または申し込み資格を失ったときは、参加資格者としての決定を取り消します。

6　入札保証金

免除します。

7　物件の下見会

日時を決めての物件の下見会は開催しません。

⑴ 物件の内外観の下見を行いたい方は、以下により申し込みをしてください。

申し込み先　山梨市役所三富支所　総務担当
〒404－0201
山梨県山梨市三富川浦262
電話0553－39－2121

申し込み方法　電話による申し込み
下見できる期間　令和8年11月30日（月）～12月14日（月）（土日・祝日除く）
午前9時～午後5時15分
下見できる場所　山梨市役所　三富支所
下見の申し込みの無い方は外観のみの下見になります。

⑵　留意事項　公務の都合上、希望する日時に状況確認できない場合があります。
物件車両はエンジンがかかりません。
工具を使用しての下見はできません。

８　入札執行の日時、場所及び入札方法等

⑴ 入札日時
令和8年12月15日（火）　午後2時00分

⑵ 入札場所
山梨市三富川浦262　山梨市役所三富支所

⑶ 入札に必要な書類
① 入札参加資格証（様式2）
② 入札書（様式3）
③ 委任状（様式4）【代理人による入札の場合のみ】

⑷ 入札の方法
山梨市指定の入札書（様式3）を使用し、入札場所に直接または郵送にて提出してください。
※郵送により入札書を提出する場合は、別紙「5⑷提出場所」まで郵送で提出することとし、提出期限は、令和8年12月11日（金）午後5時15分必着分までとします。
なお、提出期限までに提出場所へ到達しない場合は、いかなる理由であろうと「不参加」扱いとします。
※郵送により入札書を提出する場合は、別紙「郵送にて入札書を提出する場合の注意事項」に留意してください。

⑸ 入札に係る事項
① 入札後に入札書の書き換え、引き換えまたは撤回することはできません。
② 入札執行回数は1回とします。
③ 入札に参加しようとする方が1名の場合に置いても入札は執行します。
④ 入札場所にて直接入札する場合で、代理人が入札する場合には、入札会場で委任状を提出しなければなりません。
⑤ 入札場所にて直接入札をしようとする者で、入札開始時間までに入札開始会場に入場しない場合は「不参加」となります。

⑥ 各入札参加有資格者は、1名まで入札会場へ入札できるものとします。
⑦ 入札参加資格証（様式2）を持参しない者及びその写しを郵送しない者で、本人確認が取れない場合は、入札に参加することはできません。

9 無効の入札

⑴ 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心理留保）、第94条（虚偽表示）、又は第95条（錯誤）に該当する入札
⑵ 入札に参加する資格を有しない者のした入札
⑶ 委任状を持参しない代理人のした入札
⑷ 記名押印を欠く入札
⑸ 金額を訂正した入札
⑹ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない入札または意思表示が不明である入札
⑺ 明らかに連合によると認められる入札
⑻ 同一入札事項の入札について、他人の代理人を兼ねた者の入札、または2人以上の代理をした者の入札
⑼ 事前公表している最低売却価格未満の入札
⑽ その他、入札に関する条件に違反した入札

10 公正な入札の確保

⑴ 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはいけません。
⑵ 入札参加者は、入札にあたっては競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格または入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければなりません。
⑶ 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札者参加者に対して入札価格を意図的に開示してはなりません。
⑷ 入札参加者が連合し、または不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、または入札の執行を延期し、もしくは取りやめることがあります。

11 入札参加の辞退

入札参加申し込み後において、入札を辞退することとなった場合は「5⑷提出場所」へ入札を辞退する旨を記入した入札辞退届（任意様式）を直接持参するかまたは郵送してください。

12　開札及び落札者の決定

⑴ 開札は、「8⑴入札日時」に掲げる日時に、「8⑵入札場所」に掲げる場所において、入札執行後直ちに行い、入札を行った者のうち、最低売却価格以上で最高の価格を入札した者を落札者とします。

⑵ 開札の結果、落札者が無い場合は入札を打ち切ります。

⑶ 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定します。なお、同価格の入札した者全てくじを引かなければならず、くじを引かない者があるとき、及び当該入札をした者が当該入札に立ち会っていない時は、これに代わって入札事務に関係のない山梨市職員にくじを引かせます。

⑷ 開札の結果、落札者の氏名（法人の場合はその名称）及び落札金額を、落札者が無いときはその旨を、入札者にお知らせします。

13　契約保証金

免除します。

14　契約

落札者（買受人）は、令和9年1月15日（金）までに本市と契約を締結していただきます。

15　契約締結の注意事項

⑴ 落札者の決定後、契約書を作成し契約が確定するまでの間において、当該落札者が山梨市の指名停止などの措置を受けた場合、契約を締結しません。

⑵ 入札をした者は、入札後この要領、契約書および売却物件等について、不明を理由として異議を申し立てることはできません。

⑶ 契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、落札者の負担となります。

16　代金の支払い

⑴ 落札者は、令和9年1月28日（木）までに売買代金を全額支払っていただきます。支払いは本市が送付する納入通知書により行ってください。

⑵ 期限内に支払いを行わない場合は契約を解除するものとします。

17　所有権の移転等

⑴ 所有権は、売買代金が完納した時に移転するものとします。

⑵ 車両の移転登録（車両の所有者および自賠責保険の名義変更）や抹消等に係る手続きは買受人に委任することとし、買受人の責任において行うこととなります。

なお、構造等変更検査の合否については、これを保障しません。

⑶ 車両の移転登録や抹消等に係る諸経費の一切は買受人が負担することとなります。

⑷ 車両の移転登録や抹消完了後は、完了したことが確認できる書類（写し）を提出し、市が提出を確認できた後に車両を引き渡すものとします。（先に車両を引き渡す必要が有る場合はこの限りではありません。）

⑸ 引渡の期限及び場所は下記のとおりです。

① 期限　令和9年2月12日（金）　午後3時まで

② 場所　山梨市役所　三富支所（山梨市三富川浦262）

⑹ 買受人は、引渡期限までに車両の移転登録（名義変更）や抹消等の手続きを完了してください。

⑺ 車両についている市の名称等は買受人の負担により消去し、消去したことが確認できる写真を提出してください。（永久抹消する場合は不要です。）

18　その他

⑴ 本要領に記載のある事項については、熟読し遵守してください。

⑵ 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

⑶ 都合により、入札執行が延期または中止になる場合があります。

⑷ 郵送の場合、郵便トラブルによる損害等については、山梨市は一切の責任を負いません。

⑸ 本入札に関し、必要な書類等は、山梨市役所三富支所で配布しているほか、山梨市ホームページからダウンロードしていただくこともできます。

⑹ 本要領に記載のない事項等で新たにお知らせすべきことが生じた場合、山梨市ホームページにてお知らせしますので、随時ご確認をお願いします。

⑺ その他の不明な点については、「19お問い合わせ先」までお問い合わせください。

19　お問い合わせ先

〒404－0201
山梨県山梨市三富川浦262
山梨市役所　三富支所　総務担当
電話0553－39－2121